



CHUGIN GLOBAL NEWS

ちゅうぎん海外ニュース

2026 AUG (Vol.111)

CONTENTS

海外拠点ニュース 深センで見た AI・ロボット産業の現在地～「未来の技術」が社会実装される街～.....	2
株式会社中国銀行 香港支店	
新興国ニュース 第 111 回 海外最新ビジネス情報.....	4
株式会社東京コンサルティングファーム	
マレーシア：SST 課税対象品のカテゴリー変更.....	10
Kato Business Advisory Managing Director (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)	
日本国公認会計士 加藤 芳之氏	
インドネシア：国家予算編成シーズン到来—2027 年予算が企業活動に与える影響—.....	12
PT. BridgeNote Indonesia (マイツグループ) 川名 孝典氏	
タイ会計税務関連最新情報アップデート.....	15
Asia Alliance Partner Co.,Ltd.(AAP) (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)	
香港のペットへの意識変化とペットビジネス.....	17
香港マイツビジネスコンサルティング	
中国：滞納税(欠税)公告弁法が 2026 年 3 月から施行	
～法定代表者の出国停止措置に至るプロセスの迅速化の可能性も生じ得るため、留意が必要～.....	19
株式会社マイツ 国際事業部 中国室室長 米国公認会計士 古谷 純子氏	
ベトナムのいまとみらい <第 24 回>変化の波を乗り越え～変わりゆくハノイの今昔物語～.....	23
Nippon MIRAI Company Limited 税理士 金森 寿香氏	



株式会社 中国銀行
岡山県岡山市北区丸の内1-15-20
TEL:086-234-6539
香港支店
シンガポール支店
ニューヨーク駐在員事務所
上海駐在員事務所
バンコク駐在員事務所

cbk_hkbr@fr-chugin.jp
cbk_sgrep@fr-chugin.jp
cbk_ny@fr-chugin.jp
cbk_sh@fr-chugin.jp
cbk_bang@fr-chugin.jp

- ・本情報は、作成時の情報に基づくもので一部内容に変更がある場合があります。
- ・本情報は、信頼できる資料により作成しておりますが、当行がその正確性、安全性を保証するものではありません。
- ・本情報は、当行都合により通知なしに内容の変更・中止を行うことがあります。
- ・本情報は、法律の定めのある場合または承諾のある場合を除き、複製・複写することはできません。
- ・本情報は、お客さまへの情報提供のみを目的としたもので、取引の勧誘を目的としたものではありません。
- ・お取引に関する最終決定は、お客さまご自身の判断でなされますようお願い申し上げます。
- ・本情報についてのご照会は、最寄りの中国銀行の本支店、国際部または海外駐在員事務所までお願いします。

海外拠点ニュース

深センで見た AI・ロボット産業の現在地～ 「未来の技術」が社会実装される街～

株式会社中国銀行 香港支店

1. はじめに

深セン市は中国南部・広東省に位置し、香港と陸続きで接する、人口約 1,800 万人の大都市です。現在では中国を代表するハイテク都市として知られていますが、約 40 年前までは人口数十万人規模の漁村でした。

1980 年に中国初の経済特区に指定されて以降、香港に近い立地を活かして域外からの資本や人材を取り込みながら急成長を遂げ、現在ではファーウェイやテンセント、DJI など世界的企業を創出するイノベーション都市へと発展しています。近年は AI やロボット産業への投資も活発で、中国の技術革新を牽引する存在として世界中から注目を集めています。

今回、深セン市内の AI・ロボット関連施設を視察する機会を得ましたので、現地で感じた最新動向をご紹介します。

2. 街の中で進む AI の社会実装

特に印象的だったのが「深圳人才公園（Shenzhen Talent Park）」周辺での AI・ロボットの社会実装です。

■無人自動運転タクシー



深圳人才公園周辺を走行する自動運転タクシー（筆者撮影）

公園周辺では自動運転タクシーが運行されており、実際に乗車してみました。専用のアプリで利用できる形となっており、発進や右左折、車線変更などもシステムが自律的に行っていました。補助員がいないなか助手席への乗車は緊張感もありましたが、走行もスムーズで、タクシーとの大きな違いを感じる場面は多くありませんでした。

数年前までは実証実験という印象の強かった自動運転ですが、深センでは既に日常の交通サービスの一部として利用される段階に入っていることを実感しました。

■ドローン配送サービス

公園内にはドローン配送の受取スポットが設置されており、スマートフォンで注文した商品をドローンが配送するサービスが実際に運用されていました。オーダーを受けたドローンが次々と飛来していましたが、運航はスムーズで、前のドローンの受け渡し完了するまでは次のドローンは上空で待機するなど、円滑に運用されていました。



深圳人才公園内のドローン配送受取スポット（筆者撮影）

これまで実証実験のイメージが強かったドローン配送ですが、人々の日常生活の中で利用される段階に入っていることを感じました。

■ロボットカフェスポット

さらに公園内ではロボットがコーヒーやアイスクリームなどを提供するカフェスポットもありました。ロボットが接客や作業を担う様子は非常に印象的でしたが、一方で私たちが訪れたタイミングでは、現場でスタッフもサポートしており、完全

な無人化が実現しているわけではありませんでした。機器トラブルへの対応など、人によるサポートが必要な場面も見られました。しかし、「完成してから導入する」のではなく、「まず導入し、運用しながら改善する」という姿勢は、日本との違いを感じた点の一つでした。



ロボットが飲料を提供するカフェスポット（筆者撮影）

3. 社会実装の先を見据える Engine AI



EngineAI で見学した人型ロボット（筆者撮影）

人型ロボット開発企業である EngineAI も訪問しました。同社は 2023 年設立のスタートアップ企業でありながら、人型ロボット分野で急速に注目を集めています。人間のような自然な歩行や高い運動性能を特徴としており、カンフーを思わせる動作や世界で初めて前方宙返りを成功させた動画が話題となりました。

同社が目指しているのは、エンターテインメント向けロボットではなく、製造業や物流業、商業施

設などさまざまな場面で活用できる汎用型の人型ロボットです。人間が働く環境で、人間と同様に移動し、作業を行うことを目標として開発が進められています。

ロボットの動作を実際に見学すると、その技術力の高さに驚かされましたが、それ以上に印象的だったのは、2023 年に設立された会社でありながら、短期間で技術開発と実証を進め、改良を重ねていく姿勢でした。

4. おわりに

深圳人才公園で見たドローン配送や自動運転、ロボットカフェ、そして EngineAI の人型ロボット。完成度や市場投入の段階はそれぞれ異なるものの、共通していたのは「まず試してみる」という姿勢です。

深センは平均年齢約 32.5 歳の若い移民都市であり、全国から起業家や技術者が集まっています。新しい挑戦を歓迎する風土に加え、部品調達から試作、量産までを短期間で実現できる産業集積も大きな強みです。

完璧な技術を待つのではなく、まず社会で試し、課題を発見しながら改善を重ねる。トライ＆エラーのスピード感こそが、深センが「世界の工場」から「世界有数のイノベーション都市」へ発展した原動力ではないかと感じました。深センの強みは、いち早く社会実装し、ビジネスへ結び付ける圧倒的なスピードにあるように思います。

香港支店では、お客さまの現地視察や情報収集のサポートも行っております。ご関心がございましたらお気軽にご相談ください。

香港支店

所在地：

Room 1402 on the 14th Floor, York House The Landmark, 15 Queen's Road Central, Hong Kong

電話番号（国番号 852）2523-0312

新興国ニュース

第 111 回 海外最新ビジネス情報

株式会社東京コンサルティングファーム

今回はインド、タイ、フィリピンの最新情報をお届けいたします。ぜひご一読ください。

～インド～

■インド子会社の過年度 MCA Filing を今見直すべき理由：CCFS 2026 の実務対応

●概要

インドの会社は毎年、会社法に基づき Annual Return や財務諸表を MCA へ提出する義務があります。2018 年 7 月以降、これらの提出が遅れると 1 日あたり 100 ルピーの追加手数料が際限なく課されるため、過年度の未提出がある会社では負担が大きくなります。

こうした状況を受け、インド企業省は 2026 年 2 月 24 日、Companies Compliance Facilitation Scheme, 2026 (CCFS 2026) を発表しました。同制度は、未提出の過年度書類を一定の条件のもとで是正できる期限付きの救済制度です。

適用期間は 2026 年 4 月 15 日から 7 月 15 日までとされており、対象となる会社は通常手数料に加えて 10% の追加手数料で過年度書類を提出できます。また、事業実態のない会社については休眠会社化や Strike-off を通常より低い手数料で申請できる選択肢も用意されています。

本記事では、CCFS 2026 の概要と、日系企業のインド子会社が確認すべき実務上のポイントを整理します。特に、現地任せで提出状況を確認できていない会社、休眠・撤退会社を放置している会社、複数年度の提出遅延がある会社は、早急な棚卸しが必要です。

●背景

CCFS 2026 の制度趣旨

CCFS 2026 は、Companies Act, 2013 の Section 403 および Section 460 に基づき、過去の年次申告や財務諸表の提出漏れを一度に是正できる制度です。長期間放置された提出漏れを整理し、将来的な監査、撤退、組織再編時の負担を軽減することが制度の大きな目的です。

対象となる主な書類には、Annual Return の MGT-7 / MGT-7A、財務諸表関連の AOC-4 シリーズ、監査人任命届の ADT-1、外国会社関連の FC-3 / FC-4 などが含まれます。また、1956 年法に基づく旧フォームも対象となるため、相当以前の書類提出漏れがある会社でも利用を検討できます。

ただし、すべての会社が利用できるわけではありません。既に登記官から最終的な Strike-off 通知を受けている会社や、制度開始前に休眠化・閉鎖申請を行っている会社などは対象外となる可能性があります。制度の利用可否は、会社ごとのステータスと未提出書類の内容を確認したうえで判断する必要があります。

●実務上のポイント

1. 過年度 MCA Filing の提出状況を棚卸しする

まず確認すべきは、インド子会社の MGT-7、MGT-7A、AOC-4、ADT-1 などが各年度で適切に提出されているかどうかです。現地の Company Secretary に任せている場合でも、日本本社側で控えや SRN、提出レシートを確認し、提出済み年度と未提出年度を一覧化することが重要です。

特に、担当者の交代、監査人変更、過年度決算の遅れ、事業停止後の放置がある場合、提出済みと思っていた年度に漏れが残っていることがあります。複数年度の遅延がある場合は、1 日 100 ルピーの追加手数料が積み上がり、想定以上の負担となる可能性があります。

2. 休眠会社化・Strike-offの選択肢を検討する

既に事業を停止しているインド子会社や JV をそのまま残している場合、毎年のコンプライアンス費用や監査対応が継続的に発生します。CCFS 2026では、事業実態のない会社について、休眠会社化または Strike-off を通常より低い手数料で申請できる選択肢が示されています。

事業再開の予定がある場合は休眠会社化、今後利用予定がない場合は Strike-off を検討することになります。ただし、税務未了事項、銀行口座、訴訟、資産負債、過年度申告漏れが残っている場合には、先に整理すべき事項が発生します。単に費用が安いから抹消するのではなく、撤退・再開・グループ戦略との整合性を確認することが必要です。

3. Director KYC・DSC・関係者の準備を確認する

CCFS 2026 を利用して過年度書類を提出するには、Director KYC やデジタル署名証明書（DSC）の有効性が実務上の前提となります。取締役の KYC が未了であったり、DSC が失効していたりすると、提出作業そのものが進まない可能性があります。

また、過年度の財務諸表や監査報告書が未整備の場合、まず会計帳簿の整理、監査人との確認、取締役会承認などが必要になります。制度の期限があるため、提出漏れの有無だけでなく、提出に必要な書類と署名者が揃うかを早めに確認しておくことが重要です。

4. ペナルティ免除条件と期限を誤解しない

CCFS 2026 は救済制度ですが、すべてのペナルティが無条件で免除される制度ではありません。遅延提出に伴うペナルティ免除は、登記官からの通知前または通知後 30 日以内に提出した場合など、一定の条件に限られます。通知後 30 日を超えた場合や既に裁定が出ている場合には、ペナルティが免除されない可能性があります。

したがって、制度期間内であっても、通知の有無、通知日、会社ステータス、未提出フォームの種

類を個別に確認する必要があります。期限付き制度である以上、「あとで確認する」はほぼ「確認しない」と同義です。まず棚卸しを行い、利用可能かどうかを判断することが先決です。

●企業が取るべき対応

1. 早急に確認すべき事項

MCA21 ポータルで会社ステータスを確認し、Active、Dormant、Strike-off 通知の有無を把握します。

過年度の MGT-7/MGT-7A、AOC-4、ADT-1 などの提出状況を年度別に棚卸しします。

SRN、提出レシート、監査報告書、取締役会承認資料など、提出済みであることを示す証跡を確認します。

Director KYC および DSC の有効期限を確認し、提出作業に必要な署名者を明確にします。

休眠化または Strike-off を検討する会社について、税務・銀行・資産負債・未了契約の有無を確認します。

2. 中長期的に整備すべき事項

年次申告や財務諸表提出の期限を、日本本社とインド子会社で共有できるコンプライアンスカレンダーに組み込みます。

Company Secretary、監査人、現地 Director、日本本社管理部門の役割分担と連絡フローを明確にします。

休眠会社や活動実態のない子会社を定期的に見直し、残す会社と整理する会社を区分します。

担当者変更があっても提出漏れが生じないように、提出証跡と会社基本情報を一元管理します。

●まとめ

CCFS 2026 は、インド子会社の過年度 MCA Filing を是正するための期限付きの救済制度です。通常は 1 日 100 ルピーの追加手数料が延々と発生するところ、対象会社は一定の条件のもとで軽減され

た手数料により未提出書類を整理できる可能性があります。

日系企業にとって重要なのは、制度を知ることではなく、自社のインド子会社に未提出や遅延があるかを実際に確認することです。現地任せにしている会社、事業停止後も登録だけ残っている会社、撤退や組織再編を検討している会社は、今回の制度を機に MCA Filing の状況を点検すべきです。提出漏れを放置すると、将来の撤退、監査、株式譲渡、グループ再編の際に大きな障害となります。CCFS 2026 の適用期間内に、過年度申告の棚卸し、必要書類の整備、休眠化・Strike-off の判断を進め、会社法コンプライアンスの運用を根本から見直すことが求められます。

～タイ～

■タイ、新規法人設立登記が完全オンライン化

2026 年 7 月 1 日より、タイ商務省事業開発局 (Department of Business Development : DBD) は、新規法人設立登記および新たなパートナーシップ登録について、「DBD Biz Regist」を利用したオンライン申請へ完全移行しました。

タイでは近年、政府全体で行政手続きのデジタル化が進められており、会社登記手続きについてもオンライン化が急速に進んでいます。

今回は、今回の制度変更の概要と、タイで会社設立や会社登記を予定している企業が押さえておきたい実務上のポイントをご紹介します。

●2026 年 7 月から新規法人設立はオンライン申請のみ

これまでタイでは、新規法人設立登記について窓口申請とオンライン申請の両方が利用可能でした。しかし、2026 年 7 月 1 日以降は、

- ・ 新規法人設立登記
- ・ 新たなパートナーシップ登録

について、「DBD Biz Regist」を利用したオンライン申請のみとなりました。

一方、会社情報の変更や会社清算など一部の手続きについては、制度上は窓口申請も可能とされています。

●DBD Biz Regist とは？

「DBD Biz Regist」は、タイ商務省事業開発局 (DBD) が提供するオンライン法人登記システムです。電子認証や本人確認機能を活用することで、

- ・ 登記手続きの効率化
- ・ 書類偽造防止
- ・ 手続きの透明性向上
- ・ 行政サービスのデジタル化

を目的として導入されています。

今後は法人設立手続きだけでなく、さまざまな会社登記手続きのオンライン化が進むことが見込まれています。

●実務では会社登記関連手続きもオンライン化が進行

今回オンライン申請が義務化されたのは新規法人設立ですが、実務上は 2025 年 10 月頃から会社登記に関する各種手続きについてもオンラインでの運用が進められています。特に、

- ・ 役員変更
- ・ 登記事項変更
- ・ 資本金変更
- ・ その他会社情報の変更手続き

などについても、現在はオンライン申請が基本となっています。

場合によっては、窓口申請が一部可能となるケースもありますが、実務ではオンラインによる申請・審査が中心となっており、以前とは運用が大きく変わっています。

●手続き期間にも影響が

オンライン化により、DBD へ直接出向く必要がなくなるなど利便性は向上しています。

一方で、以前は窓口申請により即日または短期間で完了していた手続きについても、現在はオンライン上での審査・承認を経るため、内容によっては承認まで一定の日数を要するケースが増えています。特に、

- ・ 会社設立後の銀行口座開設
- ・ VAT 登録
- ・ ビザ・ワークパーミット申請
- ・ 役員変更後の各種行政手続き

など、会社登記を前提とする手続きについては、全体のスケジュールに影響する可能性があります。そのため、余裕を持ったスケジュールで準備を進めることが重要です。

●日系企業への影響

今回の制度変更により、タイへ進出する企業にとっては利便性が向上する一方、実務面では以下の点に注意が必要です。

●会社設立スケジュールの見直し会社設立後には、税務登録や社会保険登録、銀行口座開設、ビザ・ワークパーミット申請など、多くの手続きが続きます。

オンライン審査による承認期間を考慮し、従来より余裕を持ったスケジュールを組むことが望まれます。

●登記変更手続きにも影響

役員変更や会社情報変更についてもオンライン運用が進んでいるため、以前より承認まで時間を要する可能性があります。

役員変更後に銀行手続きや契約締結を予定している場合は、登記完了までの期間を考慮したスケジュール管理が重要となります。

●よくある質問 (FAQ)

Q. 2026 年 7 月以降、会社設立は窓口申請できますか？

A. できません。新規法人設立登記および新たなパートナーシップ登録については、「DBD Biz Regist」によるオンライン申請のみとなります。

Q. 役員変更などの登記手続きもオンラインですか？

A. 制度上、一部手続きは窓口申請も可能ですが、実務では役員変更を含む会社登記関連手続きについてもオンライン申請が基本となっています。

Q. オンライン化により手続きは早くなりますか？

A. 申請の利便性は向上していますが、オンライン審査・承認を経るため、以前より手続き完了まで時間を要するケースも見られます。

Q. 企業として注意すべき点がありますか？

A. 会社設立後には、税務登録、銀行口座開設、ビザ・ワークパーミット申請など多くの関連手続きがあります。オンライン化による承認期間も考慮し、余裕を持ったスケジュールで進めることを推奨させていただきます。

●まとめ

タイではデジタル政府化の一環として、法人設立や会社登記手続きのオンライン化が急速に進んでいます。

2026 年 7 月からは新規法人設立登記が完全オンライン化され、実務上も役員変更などを含む各種会社登記手続きについてオンライン運用が定着しつつあります。

利便性が向上する一方、オンライン審査による承認期間を考慮する必要があるため、会社設立や登記変更を予定している企業は、従来よりも余裕を

持ったスケジュールで準備を進めることが重要です。

～フィリピン～

■BIR の電子納税証明システム(eTCS)が全国主要地域で稼働開始 — 入札・融資に必要な納税証明もオンライン取得へ

フィリピン内国歳入庁(BIR)は、複数の歳入地域事務所(Revenue Region:RR)を対象に、電子納税証明システム(Electronic Tax Clearance System:eTCS)の稼働を正式に発表しました。BIR が進めるデジタルトランスフォーメーション(DX)ロードマップの一環として開発された本システムは、納税証明書(Tax Clearance Certificate:TCC)の申請・手数料納付・証明書の受領までを、BIR ウェブサイト上で完結できるオンラインポータルです。

これまで各地域の歳入区事務所(RDO)窓口での対面申請が原則であった TCC 関連手続きが、対象地域の納税者についてはオンラインで完結できるようになった点は、日系企業を含む在比法人にとっても実務上のインパクトが小さくありません。

●対象となる方

- ・ BIR 内部職員:eTCS の運用・周知を担当する全ての歳入担当官・職員
- ・ 政府入札参加企業:入札目的の納税証明(TCBP)を必要とする非大規模納税者
- ・ 一般申請者:銀行融資、陸上運送フランチャイズ規制委員会(LTFRB)の更新、軍・政府機関への昇進、債権回収、各種団体の認定手続き等のために一般目的納税証明(TCGP)を必要とする納税者
- ・ 対象地域に登録された納税者(個人・法人を問わず)

●対象となる歳入地域(RR)

今回の発表で eTCS の利用が可能となったのは、以下の歳入地域に登録されている納税者です。

- ・ RR No.1(イロコス地方:カラシアオ・パンガシナン、イロコスノルテ、イロコスシュル、ラウニオン)
- ・ RR No.2(コルディリエラ行政地域:アブラ、バギオ市、ベンゲット、マウンテン州、カリंगा、アパヤオ、イフガオ)
- ・ RR No.3(カガヤンバレー地方:トゥゲガラオ市、カガヤン、バタネス、ヌエバビスカヤ、イサベラ、キリノ)
- ・ RR No.4(中部ルソン地方:サンフェルナンド、パンパンガ、タルラク、サンバレス、バターン、オーロラ、ヌエバエシハ)
- ・ RR No.5(カマナバ地区・ブラカン州:カロオカン、マラボン、ナボタス、バレンズエラ、ブラカン州)
- ・ RR No.6(マニラ市・パラワン州)
- ・ RR No.9A(カバミロ地区:カビテ、バタンガス、ミンドロ、ロンブロン)
- ・ RR No.9B(ラケマル地区:ラグナ、ケソン、マリンドウケ)
- ・ RR No.10(ビコール地方:レガスピ市周辺)
- ・ RR No.11(西ビサヤ地方:イロイロ市周辺)
- ・ RR No.12(ネグロス島地域:バコロド市周辺)
- ・ RR No.13(中部ビサヤ地方:セブ周辺)
- ・ RR No.14(東ビサヤ地方:タクロバン市周辺)
- ・ RR No.15(サンボアング半島・タウイタウイ)
- ・ RR No.16(北ミンダナオ地方:カガヤンデオロ市周辺)
- ・ RR No.17(カラガ地方:ブトゥアン市周辺)
- ・ RR No.18(南中部ミンダナオ地方:コロナダル市周辺)
- ・ RR No.19(ダバオ地方:ダバオ市周辺)

マニラ首都圏の一部(マカティ市など)についてはすでに先行して eTCS が稼働していましたが、今回の発表により、ルソン島北部から南部、ビサヤ

諸島、ミンダナオ島に至るまで、対象地域が大きく拡大したことになります。

●主な変更点

1. デジタル処理への移行

対象地域の納税者は、BIR ウェブサイトの「eTCS」アイコンから、TCC の申請、進捗確認、手数料納付、証明書のダウンロードまでを一気通貫でオンライン処理できるようになりました。

2. 対象地域の大幅拡大

ルソン、ビサヤ、ミンダナオの主要な歳入地域事務所管轄をまたいで、広範な展開が図られています。

3. 取扱証明書の種類

eTCS フロントオフィスが取り扱う証明書等は以下のとおりです。

- ・ 非大規模納税者向け入札目的納税証明 (Tax Clearance for Bidding Purposes:TCBP)
- ・ 一般目的納税証明 (Tax Clearance for General Purposes:TCGP)
- ・ 納税コンプライアンス確認証明書 (Tax Compliance Verification Certificate:TCVC)
- ・ 滞納確認報告書 (Delinquency Verification Report:DVR)

4. 電子決済への対応

証明手数料および印紙税 (Documentary Stamp Tax:DST)相当の手数料についても、ポータル内でのセキュアな電子決済が可能です。

●実務上のアクションポイント

対象地域に登録のある納税者で納税証明書の取得を要する場合は、BIR ウェブサイト (www.bir.gov.ph) にアクセスし、e サービス欄の「eTCS」アイコンから手続きを進めてください。初回利用時は、eTCS のホーム画面に掲載されてい

るユーザーズマニュアルを確認のうえ、利用者登録、必要書類のアップロード、電子決済の流れを事前に把握しておくことをお勧めします。

在比日系企業においては、政府入札への参加を検討している場合や、銀行融資・各種許認可更新のために納税証明の提出を求められるケースが少なくありません。自社の登録 RDO がどの歳入地域に属するかを確認し、対象地域であれば早めにオンライン申請の準備を進めることで、従来の窓口申請に比べて処理期間の短縮が期待できます。

株式会社東京コンサルティングファーム

インド・中国・香港・ASEAN・中東・アフリカ・ラテンアメリカなど世界 20 か国超に拠点を有し、各国への進出や進出後の事業運営についてトータルサポートを行っている。

また、新興国投資に対応したデータベース「Wiki-Investment」を提供し、30 カ国の投資環境や会社法、税務、労務、M&A 実務といった内容を掲載。

(URL <https://tcg-wiki-investment.com/>)

さらに「海外投資の赤本」シリーズとして、インド・中国・東南アジア各国・メキシコ・ブラジルなどの投資環境、拠点設立、M&A、会社法、会計税務、人事労務などの情報を網羅的かつ分かりやすく解説した書籍を出版している。

問合先： f-info@tokyoconsultinggroup.com

マレーシア：

SST 課税対象品のカテゴリー変更

Kato Business Advisory Managing Director

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

日本国公認会計士 加藤 芳之氏

<ポイント>

- SST 課税対象品のカテゴリー変更
- オフィスレンタルの管理費/サービス税免除

<SST 課税対象品のカテゴリー変更>

N 子：加藤さん。バジェット 2026 のご解説の前に、お聞きしたいことが幾つかあるのですが。

加藤：全然大丈夫ですよ。

N 子：以前、弊社の記事で書いたのですが、ヤクルトさんがカスタム相手に訴訟して、勝利したようなんです。

加藤：あの記事読みました。『発酵乳』に分類していた「ヤクルト・エース」などを、カスタムが 2025 年 3 月『飲料』に変更したため、それを不服として提訴し、高等裁判所は先月同社の主張を認める判決を下したんですね。

N 子：その通りです。マレーシアでは「発酵乳」と「飲料」は関税、売上税が異なり、飲料は売上税が 10%、関税が 20%だが、発酵乳はそれぞれ 5%、0%と大きく違うようです。

加藤：なるほど。日系企業であるヤクルトさんの主張が通って、本当に良かったと思います。私も毎朝飲んでますので。

N 子：そもそも、問題点は何なんですか？

加藤：訴訟の詳細は分からないのでコメントできないのですが、SST の根本的な問題があぶり出されてる気がしますね。以前も申し上げたと思うのですが、GST は基本的に全てのモノやサービスに一律で課税するという、ある種の公平性があります（もちろん免税やゼロ税率はありますが）。

N 子：はい。

加藤：でも SST は、これとこれには課税して、これとこれには課税しないとお上が決めるんですよ。理論ではなく、政治なんですね。

N 子：なるほど。

加藤：だから不正の温床になり易いんですね。どうしても非課税にしてほしいモノやサービスがあれば、その団体が政治家や役人に働きかけますからね。

N 子：なるほど。確かに。

加藤：だから税金というのは公平で、シンプルでなくてはならないという事です。カテゴリーによって税率が異なるというのも、良くないですね。まあ根本的なことを言うと、そもそも人間の消費行動に対して課税する GST や消費税も好きではありませんが、少なくとも SST よりはマシです。

N 子：すごく良く分かります。

加藤：あと、先程 SST 課税対象が限定列挙されている問題を指摘しましたが、グレーな場合も多いんです。

N 子：はい。

加藤：明確に限定列挙されている商売であれば良いのですが、はっきり書かれてない場合に「うちのモノやサービスは SST がかかるのでしょうか？」というお問い合わせが結構よくあるんです。

N 子：はい。

加藤：でもこれは答えに困るんですよ。法人税や個人所得税だと理論もあるし経験もあるので、回答に困ることはそんなに無いんですが、SST って理論ではなく政治ですから、グレーな場合、役所が黒と判断すればアウトなんです。

N 子：なるほど。

加藤：ですので弊社では、なるべく書面でカスタムに問い合わせるようにしています。でないと、将来 SST がかかるから数年間遡って払えって言われても、責任取れないですからね。

N子：過去数年の売上に対するパーセンテージと、プラスペナルティですもんね。下手すると破産ですね。

加藤：そうです、そうです。価格設定や粗利幅など、商売の根幹にもかかわりますので、とても恐ろしい話です。

<オフィスレンタルの管理費/サービス税免除>

N子：あと、それほど大きな話題ではありませんが、オフィスレンタル等の管理費につき、7月1日からサービス税が免除されるんですね。

加藤：そのようですね。非居住用建物のサービス料につき、サービス税を免除するとのアナウンスがありました。

N子：ありがとうございました。

NNA 隔週記事（出所：NNA）

Kato Business Advisory（マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー）

マレーシアに 1997 年から駐在し、マレーシア進出の日系企業に対し 20 年以上、会計・税務、経営面をサポートしています。2020 年に独立し、現在の KATO BUSINESS ADVISORY を設立。日系企業の現地進出支援を展開している会計系コンサルティング会社です。

【代表者】加藤 芳之

【社員数】9 名（2020 年 11 月 時点）

【有資格者】6 名

【支援業務内容】

マレーシア進出支援：設立、設立後の会計・監査・税務、経営支援

設立前のご相談から設立支援、設立後の会計・監査・税務、経営支援まで幅広くサポートさせて頂きます。

国際税務支援：移転価格対策等

移転価格対策等、海外展開している日系企業が抱える税務リスクをトータルにサポートさせて頂きます。

間接税支援

マレーシア特有のセールス・サービス税や不動産譲渡益税等につき、長年の実績をベースにサポートさせて頂きます。

M&A 支援：バイサイド、セルサイド、財務 DD 対応

会計事務所系コンサルティング会社だからこそできるサービスを提供させて頂きます。

－お問い合わせ先－

KATO BUSINESS ADVISORY SDN BHD

N-6-10, The Gamuda Biz Suites, No.12, Persiaran Anggerik Vanilla, Kota Kemuning, 40460 Shah Alam, Selangor, Malaysia

Kato@kato.com.my

携帯：+60-12-371-0369

インドネシア：国家予算編成シーズン到来 —2027年予算が企業活動に与える影響—

PT. BridgeNote Indonesia（マイツグループ）

川名 孝典氏

インドネシアで事業展開を行う日本企業および駐在員にとって、国家予算の動向を正しく理解しておくことは、事業戦略およびリスク管理の観点から極めて重要です。インドネシアでは毎年8月頃から翌年度の国家予算（APBN）の編成が本格化し、政府の政策方針や重点分野が徐々に明らかになります。

国家予算は単なる財政計画ではなく、インフラ投資、補助金政策、税制運用などを通じて企業活動に直接的な影響を及ぼす重要な政策ツールです。特に近年は、財政規律の維持と経済成長の両立が求められる中で、予算配分の変化が企業のコスト構造や投資判断に与える影響も大きくなっています。

本稿では、2027年予算編成の方向性を整理するとともに、企業活動への影響および実務上の留意点について解説します。

2027年予算編成の方向性

2027年に向けた予算編成では、まず財政健全性の維持が重要なテーマとなっています。近年、インドネシア政府は財政赤字の管理に注力しており、歳出拡大には一定の制約がかかる状況にあります。そのため、限られた財源の中で優先分野への資源配分が求められています。

また、政府は税収基盤の拡充や行政サービスのデジタル化を引き続き推進する姿勢を示しており、歳入面では徴税効率の向上や税務コンプライアンス

の強化も重要なテーマとなっています。こうした施策は、中長期的な財政基盤の強化を目的とするものと位置付けられています。

具体的には、インフラ整備、エネルギー政策、産業高度化といった分野への投資が引き続き重視される見込みです。特にEV関連や資源下流産業など、付加価値創出を目的とした分野には重点的な支出が行われる可能性があります。

一方で、補助金政策については見直し圧力も存在します。エネルギー価格の変動や財政負担の増大を背景に、補助金の削減やターゲット化が進む可能性があり、企業コストに影響を与える要因となります。

事業運営への影響

国家予算の方向性は、企業の事業環境に直接的な影響を与えます。まず、公共投資の拡大は建設業や関連産業にとってビジネス機会の増加につながります。一方で、予算配分の優先順位によっては、特定分野への投資が抑制される可能性もあります。

また、補助金政策の変更はエネルギーコストや物流コストに影響を及ぼします。特に燃料補助金の見直しは、輸送コストや製造コストを通じて広範な業種に波及するため、収益構造への影響は無視できません。

加えて、政府が重点産業への支援を強化することで、関連分野では新たな投資案件や取引機会の拡大が期待されます。一方、優先順位の低い分野では公共案件の減少や支援策の縮小が生じる可能性もあり、自社が属する業界への影響を継続的に把握することが重要となります。

さらに、税制の変更も重要な論点です。歳入確保の観点から税務執行の強化や課税範囲の見直しが

行われる可能性があり、企業にとっては税務リスクの増加要因となります。予算は単なる支出計画ではなく、企業活動全体に影響を及ぼす政策パッケージとして捉える必要があります。

会計・税務上の影響

予算編成に伴う政策変更は、会計および税務上の対応にも影響を与えます。まず、税制改正や税務執行の強化により、損金算入の可否や課税所得の算定方法に変更が生じる可能性があります。特にインセンティブ制度の適用条件については、継続的な確認が必要です。

また、補助金や政府支援を受ける場合、その会計処理や収益認識のタイミングにも注意が求められます。支援内容によっては、収益計上や費用との対応関係が複雑になるため、適切な処理が必要です。

さらに、公共事業に関与する企業においては、契約条件や支払スケジュールの変更がキャッシュフローに影響を与える可能性があります。政府支出のタイミングは必ずしも一定ではないため、資金繰り管理の観点からも注意が必要です。

企業に求められる戦略的対応

このような環境においては、企業は予算動向を前提とした戦略的な対応を求められます。まず、自社事業がどの政策分野に関連しているかを整理し、予算配分の変化がどのような影響を及ぼすかを分析することが重要です。

次に、コスト構造の見直しです。補助金削減やコスト上昇に備え、価格転嫁や効率化の余地を検討する必要があります。また、複数のシナリオを想定した収益シミュレーションを行うことで、不確実性への対応力を高めることができます。

税務・会計面での事前準備も不可欠です。制度変更迅速に対応できる体制を整備し、必要に応じて専門家との連携を強化することが求められます。政策はコントロールできない外部要因である一方、その影響への備えは企業側の責任といえます。

さいごに

2027年に向けたインドネシアの国家予算は、財政制約の中で成長をどのように実現するかという重要なテーマを内包しています。その方向性は、企業の投資判断や収益構造に直接的な影響を及ぼすものとなります。

特に補助金政策、公共投資、税制の動向は、企業活動の前提条件を変え得る要素であり、継続的なモニタリングが不可欠です。単なるマクロ情報としてではなく、自社の事業戦略にどのように影響するかという視点で捉えることが重要です。

今後も政策環境の変化が続く中で、予算動向を的確に読み取り、柔軟に対応できる企業こそが、インドネシア市場において競争優位を確立していくことになるでしょう。

◆Bridge Noteのご案内◆

会社名：

PT. Bridge Note Indonesia（マイツグループ）

President：古賀 晶子

住所：

Menara Ahugrah Lantai 15, Kantor Taman E.3.3

Jl. Mega Kuningan Lot 8.6-8.7 Jakarta Selatan 12950

Eメール：so-sakae@bn-asia.com

事業内容：

各種コンサルティング業務(会計・税務・法務・
労務)/多言語会計システム(Bridge Note)の販売/
ビザ申請手続き/会社設立/移転価格/ディーデリ
ジェンス/連結パッケージ作成

インドネシアで日系企業を中心に 150 社ほど導
入いただいている「Bridge Note」は、入力が平易
な多言語のクラウド会計システムです。会計業
務のコスト低減、業務効率化、不正防止をお考
えの方はぜひご連絡下さい！システムの導入が
でき、かつ、貴社の月次会計報酬の値段が下が
ります！

タイ会計税務関連最新情報アップデート

Asia Alliance Partner Co.,Ltd.(AAP)

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

今回は Asia Alliance Partner Co.,Ltd.(AAP)より、タイの最新 BOI 情報をお届けいたします。

投資委員会、四半期報告を義務化

—透明性強化と特典乱用防止が真の狙いか

タイ投資委員会 (BOI) は、2026 年 3 月 30 日付告示第 8/2569 号に基づき、投資奨励案件に関する四半期ごとの進捗報告を義務化しました。政府は「関係機関が経済情勢を評価し、世界情勢の急速な変動に対応した国の経済の方向性、戦略および政策を策定できるよう、投資委員会事務局に対し、実際の投資状況に関する四半期ごとの進捗情報を迅速に把握・追跡する」と説明のうえ、投資奨励のフォローアップおよび評価の効率性を向上させることを目的とするものとしています。

▼ 告示の概要

- 告示番号：投資委員会告示第 8/2569 号 (2026 年 3 月 30 日付)
- 関連通知：BOI 事務局通知 Por 5/2569 (2026 年 4 月 20 日付)
- 目的：投資奨励案件のフォローアップと評価効率の向上
- 対象：BOI プロモーション証明書を取得済みだが、まだ操業許可 (Operating License) を取得していない企業

▼ 新しい報告義務

- 報告頻度：四半期ごと (年 4 回)
- 提出期限：各四半期終了後 60 日以内

今期の例：

- Q1 (1-3 月)：2026 年 5 月 31 日
- Q2 (4-6 月)：2026 年 8 月 29 日
- Q3 (7-9 月)：2026 年 11 月 29 日
- Q4 (10-12 月)：2027 年 3 月 1 日

- 提出方法：e-Monitoring システム経由

▼ 罰則・リスク

- 1 回の遅延／未提出：プロモーション証明書に基づく特典 (ビザ・WP など) が自動停止
- 2 回連続未提出：プロモーション証明書の取消し対象となる (いわゆる「Two-Strike Rule」)
- 適用範囲：既存の証明書にも遡及適用され、従来の半期報告条件は自動的に四半期報告へ置き換え

なお今回の当該告示ですが、実際には、もう少し現実的で具体的な背景があると考えられます。

特典のみ享受する企業の排除

BOI プロモーション証明書を取得しながら投資を進めない企業が存在しており、四半期報告義務化はこうした案件を早期に把握し、特典停止や取消につなげる狙いがある。

投資統計の精度向上

半期報告ではタイ経済の投資実態を把握するのに遅れが生じていた。四半期化により、より正確な投資実行率を迅速に把握できる。

国際的な透明性要求への対応

OECD や世界銀行など国際機関から投資奨励制度の透明性強化を求められていた背景もある。

財政・税務当局との連携強化

投資が進まない案件を早期に把握することで、税務当局が優遇措置の見直しを迅速に行える。

このように、政府の説明は「経済戦略策定のため」という建前である一方、実際には投資奨励制度の透明性強化と特典乱用防止が主眼とみられます。

Asia Alliance Partner Co.,Ltd.

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構
メンバー)

Asia Alliance Partner は2004年タイにて設立以降、既進出日系企業や新規進出企業向けに進出前のご相談対応から、進出手続代行、進出後の日々の会計税務法務支援、年次法定監査までワンストップでサービス提供しており、在タイ日系企業向けコンサルティング会社としては最大規模で運営しております。

—お問い合わせ先—

Asia Alliance Partner Co.,Ltd.

1 Vasu 1 Building 12 Floor, Soi Sukhumvit 25,
Sukhumvit Rd., Klongtoey-Nua, Wattana,
Bangkok 10110

【Mail】 info@aapth.com

【URL】 <http://www.aapth.com>

香港のペットへの意識変化とペットビジネス

香港マイツビジネスコンサルティング

香港では2026年7月9日より、許可を受けた飲食店において犬の屋内同伴が可能となりました。これは香港で約30年ぶりとなる歴史的な規制緩和です。これまで法律（食品事業規則）によって飲食店への犬の屋内同伴は一律で禁止されていましたが、政府の追加ライセンス制度（犬同伴許可証）によって、今回から正式に解禁されました。

新たな食物業修訂規例は今年5月8日に施行され、当初2,205軒の飲食店が申請しました。そのうち1,615軒の申請が有効とされ、さらにそこから抽選による1,000軒が申請を受理されました。中にはせっかく受理されたにもかかわらず店舗の入っている商業施設がペット禁止のため実施できなかったお店もあったようです。正式に手続きを完了した飲食店リストは6月26日に発表されました。リストには個人経営の飲食店のみならず、マクドナルドなど大手チェーン店の名前も多数あり大きな話題となりました。

香港ではこれまでもペット同伴で入れる飲食店はありましたが、屋外テラスなどに場所が限定されていました。今後は季節や天候に関わらず屋内でペットと飲食できる店が増えることになり、多くの愛犬家にとって嬉しいニュースとなりました。

こうした動きは、レストラン以外でもここ数年で急速に進んでいます。西九龍の文化エリアにあるウォーターフロントパークは犬を同伴して入ることができ、愛犬家たちの聖地になっています。またK11 MUSEA、Airsideといった大型ショッピングモールではペットカートの貸し出し、ペット同伴で入場できるエリアや屋上庭園が充実しています。ペット専用のチャーターバスやタクシーアプ

リが登場するなど、ペットを連れて移動する際の選択肢は以前に比べると着実に増えています。公共交通機関のペット同伴解禁を求める署名活動も活発です。

香港はこれまでペット、特に犬に対しては厳しい環境でした。その最大の理由は香港ならではの住宅事情にあります。狭い土地に人口密度が高い香港では、高層マンションで暮らしている家庭が一般的です。公共住宅では犬の飼育に制限が設けられているケースもあり、鳴き声や臭い、共用スペースでのトラブルを防ぐため、ペットに関するルールは長年厳格に決められていました。飲食店でも1994年から盲導犬などを除いて犬の入店は禁止され、衛生管理を最優先する考え方が定着していました。しかし、ここ数年で状況は少しずつ変わり始めています。香港の人々が狭い住居環境でもペットを飼うのは、ペットが現代都会で忙しく働く人々の癒しになっているからです。特に最近では単身者、子どもを持たない夫婦、高齢者にとってペットは大切な家族の一員と見なされ、ペットと一緒に楽しめるサービスへの需要が高まっています。緩和ケア病棟では患者がペットと面会できるようにするなど、動物と共生する社会を目指す動きにシフトしてきています。そして今回の飲食店への犬の同伴解禁も、その流れを大きく後押ししました。

こうしたペットの家族化という傾向は、ペット経済を活性化しています。日本でも高価なプレミアムフードやペット保険、シニアケアなどペットビジネスは近年ますます成長していますが、香港でも同様にペット市場は活発です。香港のペットフード市場は年5〜7%程度の成長が見込まれており、プレミアムフード、オーガニックおやつ、機能性ウェア、ペットカート、自動給餌器、見守りカメラなど高付加価値な商品の需要が伸びています。ビジネス出張や海外旅行にはペットホテル、トリミ

ングサロン、しつけ教室、ペット保険など、新しいサービスも生まれています。ペット保険会社の調査によると、飼い主の半数以上が毎月 1,000～5,000 香港ドルをペットのために支出しており、さらに 1 割近くは 1 万香港ドル以上を使っているという結果も出ています。

香港で人気のペットは、やはり犬と猫です。住宅事情から大型犬よりも小型犬や中型犬を飼う人が多く、犬種ではトイ・プードル、ポメラニアン、チワワ、フレンチ・ブルドッグ、柴犬などが人気です。特に柴犬は日本らしい愛らしさと飼いやすさから若い世代にも人気です。一方、猫はもともと室内飼育との相性が良いため、マンション生活に適しています。猫はブリティッシュショートヘアやアメリカンショートヘア、ラグドールなど、穏やかで室内飼いに適した品種が好まれています。

今回、新たに犬の同伴が可能となった飲食店は、空気清浄機の設置やペット専用エリアの整備、清掃用品の準備などを進め、新たな顧客層の取り込みに期待をしています。業界関係者の試算では、今回の同伴許可によって飲食店の収益が 20% 増加すると見込まれています。ペットに対して消費意欲の高い飼い主たちを飲食店のお客として呼び込むことは、飲食店の売り上げに直結します。もちろん犬が苦手な人や、動物アレルギーを持つ人への配慮から、今回の解禁に関しては自ら希望する店舗のみに許可しており、リードの着用や犬用フードの提供方法など細かなルールも設けられています。ペット愛好家だけでなく、すべての利用者が安心できる仕組みづくりが重視されている点は、香港らしい現実的なアプローチといえます。

香港マイツビジネスコンサルティング

会社概要：

香港、華南地区進出の日系企業向けに会計税務、人事労務を中心に法人経営に関わる専門サービスをワンストップで提供しています。

上海を中心として中国各省にも拠点を有しており、各拠点と連携した包括的なサービス提供が可能。

－お問い合わせ先－

事務所所在地

Room 1005, 10/F Tower 2 Silvercord,
30 Canton Road, Tsim Sha Tsui, Kowloon,
Hong Kong

Tel : +852-2959-1320

E-mail : cs@myts.com.hk

URL : <http://www.myts.co.jp>

中国：滞納税(欠税)公告弁法が 2026 年 3 月 から施行～法定代表者の出国停止措置に至る プロセスの迅速化の可能性も生じ得るため、 留意が必要～

株式会社マイツ

国際事業部 中国室室長

米国公認会計士 古谷 純子氏

日本本社の役職員や経営層が日系現地法人の法定代表者を兼務される例も多いと認識しています。このため、最悪のケースでは出国停止措置等に至るプロセスが迅速化し得ると懸念される、2026 年 3 月 1 日施行の“欠税公告弁法”(国家税務総局令第 61 号、以下“61 号令”と表記)ⁱを紹介します。

61 号令は、2004 年 10 月に公布された“欠税公告弁法(試行)”を承継し、さらに(試行が削除され)恒久規定となりました(以下“欠税“を”滞納税“と表記)。

61 号令は旧試行弁法を概ね踏襲しています。しかし一部条項の変更により、61 号令が直接規定している訳では無いものの、法定代表者の出国停止を含む強制執行へのプロセスが迅速化し得るとの、実務運用上の可能性やリスクが高まったと考えられるため、くれぐれも現地法人の税務コンプライアンス状況をご確認いただきたいと思います。

本稿では、61 号令の概要や、出国停止となる法的根拠及び当該枠組み、対応方法等を説明します。

1. 61 号令の概要

61 号令は全 14 条で構成され、企業や個人の納税義務の履行状況を社会に対し速やかに開示し、税負担の公平性や徴税秩序の維持を強化し、滞納の透明性を高め、悪質な滞納行為を抑止する目的で制定されています。

滞納者への公告はより規範化されました。まず滞納者への事前通知から 3 営業日以内の異議申立てが可能となり、税務機関は当該申立てに対して 3 営業日以内にデータを照合して必要に応じて訂正します。また公告開示後の異議申立てには 5 営業日以内に確認・回答し、必要に応じ内容を修正します。

公告は毎月、行政執法信息公示平台(以下“行政プラットフォーム”と表記)ⁱⁱで実施され、公告後も督促と滞納金徴収が継続されます。その他の主要内容の抜粋は以下の通りです。

項目	61 号令
“滞納税” の定義	(1) 納税申告後、納税者が納税期限内に未納付の税額 (2) 納付期限の延長が承認されたものの、当該期限の満了後も納税者が納付期限内に未納付の税額 (3) 税務調査により納税者の追徴税額が確定されたにもかかわらず、納税者が納税期限内に未納付の税額 (4) 税務機関が納税者の納税額を確定したにもかかわらず、納税者が納税期限内に未納付の税額 (5) 納税者が納付期限内に未納付の、その他の税金
適用範囲	納税者(ただし、源泉徴収義務者及び納税保証人にも 61 号令が準用される)
公告内容 (企業)	企業名称、納税者識別番号、法定代表人または責任者の氏名、証件種類((Ex.パスポート)、証件番号、営業所在地、滞納税目、滞納期間、滞納金額、滞納日等

また、新旧規定の比較により、61 号令による厳格化が顕著です。

項目	旧試行弁法	61 号令 (2026 年 3 月以降)
公告頻度	(企業) 四半期 (個人) 半年	毎月
公告内容	滞納税額のみ	延滞金も含み 公告対象
公告前手続	納税者への 事前通知なし	公告前に 3 営業日以内の 確認・異議申立制度あり
公告媒体	税務局・新聞等	行政プラットフォームにて実施
更新頻度	明確な規定なし	翌月公告で更新

61 号令では、月次で行政プラットフォーム上に滞納税公告を登録すると定めており、税務調査等による滞納などの個別に税務局が把握する事案以外にも、税務当局自身が滞納者の早期把握を可能とする枠組みです。

また、公告は技術的にも行政機関（人民法院や公安を含む）の横断的な情報共有を可能とする当該プラットフォームを媒体とし、詳細化された公告内容を情報共有する仕組みですので、各行政機関も後述の行政措置や司法措置をより迅速、容易に判断し得る体制に整備されたと考えます。

2. 出国停止となる法的根拠及び当該枠組み

61 号令は、滞納税額や延滞金の公告と出国停止との連動を直接的に規定している訳ではありませんが、税務機関による“出国阻止”に加え、滞納情報が“月次”・“詳細に”・“行政プラットフォーム”を通じ人民法院や公安等へ共有される枠組みとなったため、税金の滞納から（人民法院の）強制執行を経て（公安部門の）“出国制限”との手続きが大幅に短縮されるとのリスクは規定上、増加したと考えま

す。また、この各機関による**出国停止**（“**出国阻止**”と“**出国制限**”の両方を指す、詳細後述）の関連規定の一部、を以下に列挙します。

【税收徵收管理法ⁱⁱⁱ（第 44 条）】

未納税額のある納税者またはその法定代表者が出国しようとする場合は、出国前に税務当局に対し、納税額および延滞金を完納するか、または担保を提供しなければならない。納税額および延滞金を完納せず、且つ担保も提供しない場合、税務当局は出入国管理当局に対し、その者の**出国を阻止**するよう通知できる。

【税收徵收管理法実施細則^{iv}（第 74 条）】

未納税金の納税者又はその法定代表者（中略）の出国を阻止するよう通知できる。**出国阻止**の具体的な方法は、国家税務総局が公安部と共同で定める。

【民事訴訟法^v（第 266 条）】

被執行人が法律文書で定められた義務を履行しない場合、人民法院は当該被執行人に対し、**出国制限措置**を講じ、または関係機関に対しその実施への協力要請ができる。（後略）

【出境入境管理法^{vi}（第 12 条）】

中国公民は次のいずれかに該当する場合、出国してはならない。（中略）

（三）未解決の民事事件があり、人民法院が**出国を認めない**と決定した場合。（後略）

税務機関による“**出国阻止**”は行政措置であり、通常は比較的短期間（数日～1 か月程度）の措置を指す一方、人民法院が発令する“**出国制限**”は司法措置であり、解除されるまで（Ex. 数か

月～数年と）継続し得るため、実務上の影響は深刻となる可能性が生じ得ます。

3. まとめ：出国停止との不測の事態を招かないためにできること

出国停止との不測の事態を招かないためにも、現地法人の税務コンプライアンス状況把握や整備が必須と思われます。具体策の一例として、電子税務局にログインすれば、現地法人のリアルタイムの滞納税・滞納金・強制執行状況が確認できます。下記は、広東省仏山市の行政執法信息公示平台/電子税務局の表示例です^{vii}。



これまでも外国人も含めた税金の滞納に起因する出国停止の事例^{viii}は確かに見受けられますが、直ちに 61 号令によるリスクの増加や影

響が生じるかは、今後の実務運用を注視する必要があります。ただし、61 号令により、滞納情報の情報共有の枠組みが強化され、実務上のリスク管理の重要性は従前より高まったとの認識であり、**税務コンプライアンス体制を整備して、憂慮の少ない現地法人の運営・管理がより望ましい**と考えます。

（万一、出国停止となった場合、納付/担保提供等による税務局或いは人民法院による解除が前提となります。）

また本稿では、出国停止に焦点を当てましたが資産の差押え、口座凍結等の他の強制執行リスクも同様と考えます。したがって、**必要に応じて税務コンプライアンス・チェックや財務・税務 DD の実施、内部統制状況の確認・整備をお勧め**します。

マイツグループ

日本国内に 3 拠点(東京、大阪、京都)、中国全土に 10 拠点(上海、蘇州、大連、瀋陽、北京、天津、成都、広州、香港)を展開しており、現地スタッフ 350 名体制、日中双方で事業再編のご支援をさせていただきます。日系企業から中国現地企業へ販路拡大、中国国内のグループ内再編、M&A、清算業務まで幅広く対応しております。

上記内容のお問い合わせは株式会社マイツ

【URL】：<http://www.myts.co.jp>

【TEL】03-6261-5323／【FAX】03-6261-5324

【問い合わせ窓口】

篠原（しのはら）Email：yshinoha@myts.co.jp

本資料の著作権は弊社に属し、その目的を問わず無断引用または複製を禁じます。



-
- i 原文 URL: [国家税务总局令\(第 61 号\) 欠税公告办法 2026 年第 4 号国务院公报](#) 中国政府网
- ii なお、61 号令(第 4 条)では“必要に応じて電子税務局(等)により公告できる定めあり。電子税務局は後述を参照のこと。
- iii 出国阻止(第 44 条)や財産差押え(第 47 条)等が規定されている。
原文 URL: [税收征收管理法](#)
- iv [中华人民共和国税收征收管理法实施细则-国家法律法规数据库](#)
- v 出国制限(第 266 条)等を参照のこと。
原文 URL: [中华人民共和国民事诉讼法\(续\) - 中华人民共和国最高人民法院公报](#)
- vi 出国禁止(第 12 条)等を参照のこと。
原文 URL: [中华人民共和国出境入境管理法](#) [中国人大网](#)
その他、阻止欠税人出境实施办法(原文 URL: [党纪法规库](#))等も存在している。
- vii URL: [行政执法信息公示平台](#)
(なお、現時点では、当該プラットフォームの表示状況は地域差が見受けられ、また工业和信息化部(中央政府部門)の HP 上にも、当該プラットフォーム(全国統一版)があるものの、現時点では未整備の状況。)
- viii 右記 URL 等。URL: [国家税务总局浙江省税务局 基层通知公告](#) [国家税务总局嵊泗县税务局《阻止出境决定书》送达公告](#)
なお、最も確実な方法は、主管税務局への直接問い合わせかと思われる。

ベトナムのいまとみらい <第 24 回>

～変化の波を乗りこなす～

変わりゆくハノイの今昔物語

みらいコンサルティンググループ

Nippon MIRAI Company Limited

税理士 金森 寿香

Xin Chào! ベトナム・ハノイ在住の金森です。

8 月のハノイの気温は 35 度前後。

数字だけ見れば十分に暑い季節ですが、実は最も気温が高くなるのは 6 月。40 度近くまで上ります。そのせいでしょうか、8 月は『少し涼しくなったね』と感じるから不思議なものです。

日本では 40 度に達する酷暑日もあると聞きます。もしかすると今の時期は、ハノイの方が過ごしやすいのかもしれません。

さて、皆様も赴任地での変化のスピードに驚かされることは多いと思いますが、ここハノイの変貌ぶりも圧倒的です。

10 年前は「二輪車の洪水」だった道路には、自動車や配車アプリの制服を着たタクシードライバーの姿が見受けられるようになりました。

【ビフォー：10 年前】



【アフター：現在】



こうした変化をお伝えするために、同じ場所を撮影した 2 枚を用意しました。

緑も増えて随分様子は変わりましたが、同じ場所、撮影日も 10 年の時を経ていますが、なんと 2 日違い（撮影日：10 年前：2016 年 5 月 26 日、現在：2026 年 5 月 24 日）の写真です。

二輪車の量が「洪水」ではなくなっていることと、水色や緑のジャンパーを着た配車アプリのドライバーたちが存在していることが確認できるかと思います。

この 10 年足らずの間に起きたこの街の変化に驚かされます。

また、カフェや食堂、ビアホイ（大衆向けのビアガーデン）が店先の歩道に小さなプラスチックの椅子を並べ、そこでお客さんがくつろぐ姿は、ベトナムでよく見かけるおなじみの光景です。

しかし、こうした日常の風景は近い将来に消える可能性があります。

【2025 年 11 月の風景】

【現在の風景】


この 2 枚の写真からは、短い間に、路上から椅子やテーブルが消えた風景に様変わりしていることがわかりいただけると思います。

急激な変化は、インフラの整備に現れています。2026 年 6 月、2030 年の完成を目指し、新たに鉄道 5 路線の建設が着工されています。これは、2035 年までにハノイを「グリーンでスマートな現代都市」へと発展させるという大きな構想の一つとして実施されているものです。



とはいえ、私の自宅前の地下鉄工事は 10 年以上終わらないという、新興国特有のカオスも健在です。

そして、ハノイで暮らす私たちにとっての死活問題が、急激なインフレと円安のダブルパンチです。

コロナ前から滞在する日本人社長は、「ハノイで働き始めた頃は、カラオケに飲みに行くとだいたい 100 万ドンでおつりが来た。それが今では 200 万ドンで足りないことがある。しかも当時は『ゼロを 3 つ取って 5 を掛ける』で円換算できたけれど、今は円安もあって『6 を掛ける』計算だからね……」とリアルな悲鳴を上げておられました。

（円換算の例：1,000,000 ドンの場合：末尾の 0 を 3 つ取った「1,000」にかつては 5 を掛けて約 5,000 円。現在は 6 を掛けた約 6,000 円）

私自身の生活でも、会社周辺のご飯屋さんの値上げラッシュが続き、かつては「5 万ドン（約 300 円）だと少し高いな」と感じていたランチも、今やどのお店でも 5 万ドン超えが当たり前になりました。日本のランチ価格と比べればまだ安く感じられますが、たった 1 年の間でもその変化の激しさをお財布事情から感じています。

長く住む日本人にとっては「もう笑うしかない」
変化の速さです。



10年後にこの街がどれほどの先進都市へ進化するか。

その頃には、我が家前の工事もさすがに終わっていることを祈るばかりです（笑）

急速な近代化や都市開発が進むハノイではありますが、今でも移動の手段はバイクが主流です。2人乗りのバイクで仲良くお出かけするドライブデートの光景は、昔も今も変わりません。

どんなに街の姿が変わっても、こうしたベトナムならではの心和む風景は残って欲しいなと思います。

目まぐるしく変化する海外でのビジネスは困難の連続ですが、この変化の大波を現場で体感できることこそが海外で働く醍醐味でもあります。

10年後の2036年、答え合わせのために再びこの街の写真を撮影してお届けしたいと思います！

みらいコンサルティングベトナムのご案内◆

ベトナム進出のご相談先：

みらいコンサルティングベトナム

ハノイ

8Th FL, Vinafor BLD, 127 Lo Duc ST, Hai Ba Trung
Ward, Hanoi City, Vietnam

金森 寿香

Suga Kanamori

kanamori-s@miraic.jp

「グローバルビジネス支援」サイト URL

<https://miraic-global.jp/>

事業内容：

みらいコンサルティングベトナムでは、ベトナムでのビジネス事情に詳しい日本人コンサルタントが日越両国拠点からご支援します。市場調査から法人設立、会計・税務支援に加え、ベトナム企業との各種マッチングや、在ベトナム日系企業が抱える労務・人事問題への支援、現地法人への日本親会社からの内部統制など、あらゆる課題におこたえします。